

寒河江市子育て短期支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的な事由や仕事等によって、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合及び児童が保護者の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等において一定期間養育又は保護する子育て短期支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容等)

第2条 この事業の利用対象者、内容及び実施方法は、次項及び第3項に規定するものとする。

2 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(1) 利用対象者

短期入所生活援助（ショートステイ）事業（以下「ショートステイ事業」という。）の対象となる者は、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童又は緊急一時的に保護を必要とする児童で市長が認めた者とする。

(2) ショートステイ事業の内容及び実施方法

ア 市長は、一時的に養育又は保護を必要とする児童等に対し適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）において宿泊を伴う養育又は保護を行うものとする。

イ ショートステイ事業は児童の保護者が社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加）により、一時的に家庭内において養育できない場合及び児童が保護者の暴力等により緊急一時的に保護を必要とする場合において実施するものとする。

ウ ショートステイ事業の実施期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。

3 夜間養護等（トワイライト）事業

(1) 利用対象者

夜間養護等（トワイライト）事業（以下「トワイライト事業」という。）の対象となる者は、保護者の仕事等が恒常的に夜間又は休日となる家庭の児童で市長が認めた者とする。

(2) トワイライト事業の内容及び実施方法

ア 市長は、対象児童に対し実施施設において生活指導、食事の提供等を行うものとする。ただし、宿泊を伴わないものとする。

イ トワイライト事業の実施にあつては、生活指導等を行う職員を確保し充てること。

(実施施設)

第3条 市長は、この事業を社会福祉法人寒河江学園（以下「受託施設」という。）に委託し実施する。この場合、委託料は別表に定める金額とし、1ヶ月単位でこれを精算し支払うものとする。

(申請手続き)

第4条 この事業の利用を希望する者は、寒河江市子育て短期支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。なお、緊急一時的に養育又は保護する場合において、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、前記申請書の提出が遅滞しても申請手続きがあつたものとみなすことができる。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに利用の適否を決定するものとする。

2 市長は、利用を決定したときは、寒河江市子育て短期支援事業利用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、その写しを受託施設に送付するものとする。

3 市長は、利用を不適としたときは、寒河江市子育て短期支援事業利用却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(費用の一部負担)

第6条 市長は、前条第2項の決定を受けて事業を利用した保護者から、別表に定めるところにより経費の一部を徴収することができる。

2 保護者は、市長が発行した納入通知書により、前項の一部負担金を指定する金融機関に納入するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

事業基準額

(単位:円)

事業区分	委託料(1人日額)	利用者負担	
		区分	金額
ショートステイ事業	2歳未満児 11,000	生活保護世帯	0
		市民税非課税世帯	1,370
		その他の世帯	5,500
	2歳以上児 6,000	生活保護世帯	0
		市民税非課税世帯	1,200
		その他の世帯	3,000
トワイライト事業	5,000	生活保護世帯	0
		市民税非課税世帯	750
		その他の世帯	2,500

(消費税含む)

(様式第1号)

年 月 日

寒河江市長 殿

(保護者) 住所

氏名 ㊟

寒河江市子育て短期支援事業利用申請書

寒河江市子育て短期支援事業実施要綱に基づき、対象児童の養育・保護の申請をします。

事業区分	ショートステイ事業 ・ トワイライト事業						
世帯区分	母子家庭 ・ 父子家庭 ・ その他 ()						
生活保護適用の有無	有 (年 月 日から) ・ 無						
世帯構成	氏名	性別	続柄	生年月日	職業・学校	同居の有無	備考
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日						
利用理由							
保護者の連絡先 (勤務先等)	TEL - -						
児童健康状態等 (病気等その他特記事項)							

※ 保護者負担金

世帯状況	1. 生活保護世帯	2. 非課税世帯	3. その他の世帯
金額	円 ×	日 =	円

※ 欄は記入しないでください。

(様式第2号)

号
年 月 日

様

寒河江市長

寒河江市子育て短期支援事業利用（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）について、下記の通り決定したので通知します。

事業区分	ショートステイ事業 ・ トワイライト事業				
世帯区分	母子家庭 ・ 父子家庭 ・ その他（ ）				
対象児氏名		性別		生年 月日	年 月 日
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
1 申請を適当と認め、対象児童を養育・保護いたします。 実施施設					
2 申請は、次の理由により適当と認められないので却下します。					